

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年2月26日
【会社名】	株式会社フジクラ
【英訳名】	Fujikura Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 長浜 洋一
【本店の所在の場所】	東京都江東区木場一丁目5番1号
【電話番号】	03(5606)1112
【事務連絡者氏名】	コーポレート企画室長 小田 康之
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区木場一丁目5番1号
【電話番号】	03(5606)1112
【事務連絡者氏名】	コーポレート企画室長 小田 康之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【提出理由】

当社は、平成25年2月26日開催の取締役会において、当社を存続会社として当社の完全子会社であるフジクラ開発株式会社（以下、フジクラ開発といいます）を消滅会社とする吸収合併を行う決議をし、同日付で合併契約書を締結したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 吸収合併の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	フジクラ開発株式会社
本店の所在地	東京都江東区木場一丁目5番25号
代表者の氏名	代表取締役 川口 茂
資本金の額	1,150百万円
純資産の額	3,910百万円
総資産の額	40,702百万円
事業の内容	オフィスビル・商業施設の開発、賃貸、管理

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

事業年度	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
売上高（百万円）	7,179	11,462	10,937
営業利益（百万円）	3,084	4,350	4,705
経常利益（百万円）	2,767	3,875	4,232
当期純利益（百万円）	1,568	2,155	2,471

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
株式会社フジクラ	100.00%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社は消滅会社の議決権を100%保有しております。
人的関係	当社従業員による消滅会社の役員兼任等の関係があります。
取引関係	当社は消滅会社との間にサービス等の取引関係があります。

(2) 当該吸収合併の目的

当社の不動産事業の一層の強化へ向け、100%子会社であるフジクラ開発株式会社を吸収合併することで、グループ会社数の削減による経営の効率化、重複する間接部門費の圧縮を進めると共に、2013年度から導入する社内カンパニー制における不動産カンパニーとして、五反田ビルを含めた一貫した損益、資産、キャッシュフロー管理体制を構築し、さらなる費用削減及び付加価値の向上を図ることといたしました。

(3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容その他の吸収合併契約の内容

吸収合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併とし、フジクラ開発は解散する。

吸収合併に係る割当ての内容

当社はフジクラ開発の発行済株式の全てを所有しているため、本合併に際して、当社の株式その他の財産等の割当ては行わない。

その他の吸収合併契約の内容

平成25年2月26日に締結した吸収合併契約の内容は、後記のとおりです。

(4) 吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

(5) 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総

資産の額及び事業の内容

商号	株式会社フジクラ
本店の所在地	東京都江東区木場一丁目5番1号
代表者の氏名	取締役社長 長浜 洋一
資本金の額	53,075百万円
純資産の額	現時点では確定していない。
総資産の額	現時点では確定していない。
事業の内容	電線・ケーブル・光ファイバ等の製造販売

(以下、吸収合併契約の内容)

合併契約書

株式会社フジクラ(以下、甲という。)とフジクラ開発株式会社(以下、乙という。)は、合併に関して次のとおり契約を締結する。

第1条(吸収合併)

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併(以下、本合併という。)し、甲は乙の権利義務の全部を承継し、乙は解散する。

2 本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び本店は、以下のとおりである。

(1) 吸収合併存続会社

商号 株式会社フジクラ

本店 東京都江東区木場一丁目5番1号

(2) 吸収合併消滅会社

商号 フジクラ開発株式会社

本店 東京都江東区木場一丁目5番25号

第2条(合併にあたっての新株の発行及び資本金)

甲は、乙の発行済株式全部を所有しているため、合併に際して新株式を発行せず資本金も増加しない。

第3条(合併承認株主総会の省略)

甲は会社法第796条第3項、乙は同法第784条1項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併する。

第4条(効力発生日)

本合併の効力発生日は、平成25年4月1日とする。ただし、前日までに合併に必要な手続きが完了しないときは、甲及び乙は協議の上、会社法の規定に従い、これを変更することができる。

第5条(権利義務全部の引き継ぎ)

乙は、平成24年3月31日現在の貸借対照表、その他同日現在の計算書類を基礎とし、これに効力発生日に至るまでの増減を加除した資産、負債及び権利義務の一切を効力発生日をもって甲に引き継ぎ、甲はこれを継承する。

2 乙は、平成24年3月31日から効力発生日までの期間における資産、負債及び権利義務の変動について、別に計算書を添付して、その内容を甲に対し明示する。

第6条(善管注意義務)

甲及び乙は、本吸収合併契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務を執行するとともに、資産及び負債を管理し、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為をする場合には、あらかじめ相手方の同意を得なければならない。

第7条(従業員)

甲は、本件合併の効力発生日における乙の従業員を引き継ぐものとし、甲乙双方の従業員の労働条件の相違については、必要に応じて調整する。

第8条(本契約の変更又は解除)

本契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲及び乙の資産状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合、甲及び乙は協議の上、本契約を変更し又は解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、関係官庁の認可を受けることができない場合は、その効力を失うものとする。

第10条（協議事項）

甲及び乙は、本契約に規定のない事項又は本契約の解釈に疑義が生じた場合、誠意をもって協議・解決を図るものとする。

以上、本契約の締結を証するため本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が原本を乙がその写しをそれぞれ保有する。

平成25年2月26日

東京都江東区木場一丁目5番1号
（甲）株式会社フジクラ
代表取締役 長浜 洋一

東京都江東区木場一丁目5番25号
（乙）フジクラ開発株式会社
代表取締役 川口 茂